

川俣町建設工事等に係る条件付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事及び建設工事に関する業務委託（以下「建設工事等」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定に基づき、入札に参加する者の事業所の所在地等に関する資格を定めて行う条件付一般競争入札を実施するにあたり、川俣町財務規則（昭和61年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 条件付一般競争入札の対象となる建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、川俣町建設工事等発注基準（令和3年告示第23号。以下「発注基準」という。）に基づき、条件付一般競争入札によるものと町長が認めた工事等を対象とする。

2 対象工事の入札参加形態は次の各号に掲げるいずれかとする。

- (1) 単体企業
- (2) 共同企業体

(入札参加資格)

第3条 条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）の要件は次のとおりとする。

- (1) 川俣町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成3年訓令第17号。以下「資格等に関する要綱」という。）第5条に規定する工事等請負有資格業者名簿に登録されている者であること。
- (2) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 川俣町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（平成13年訓令第55号。以下「資格等に関する基準」という。）第4に規定する指名停止基準に該当しない者であること。
- (4) 発注基準に規定する町内業者又は準町内業者であること。
- (5) 対象となる建設工事については、工事種別ごとに建設業法（昭和24年法律第

100号)第3条第1項に規定する許可を受けていること。ただし、町長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

- (6) 対象工事等に建設業法第26条の規定及びその他法令に違反しない技術者を適正に配置することができること。
- (7) 過去の2年間において、対象工事等と同種の工事について、国、都道府県、政令指定都市、市町村及び公団・公社等の特殊法人発注工事の元請としての施工実績があること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続中の者ではないこと。
- (9) 入札参加形態が共同企業体の場合は、川俣町建設工事に係る共同企業体取扱要綱に規定する共同企業体であること。
- (10) 町税の滞納がないこと。
- (11) その他対象工事ごとに定める要件を満たす者であること。

2 入札参加資格については、前項に掲げる事項のほか、次に掲げるもののうちから必要に応じて条件を加え、又は条件の内容を変更することができる。

- (1) 所在地区分に関すること。
- (2) 企業の同種又は類似建設工事等の実績に関すること。
- (3) 企業の同規模建設工事等の実績に関すること。
- (4) 配置予定技術者の資格等に関すること。
- (5) その他、町長が必要と認める事項

3 前項の規定に基づき入札参加資格を変更しようとするときは、資格等に関する要綱第4条に規定する資格審査委員会に変更事項を付議するものとする。

(条件付一般競争入札の公告)

第4条 町長は、条件付一般競争入札を行うときは、令第167条の6及び規則第112条の規定により次に掲げる事項について公告するものとする。

- (1) 条件付一般競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所及び期間
- (3) 入札に参加する者に必要な資格

- (4) 入札書及び見積内訳書の提出方法
- (5) 入札執行の場所及び日時
- (6) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (7) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに契約が成立する旨
- (8) 入札参加資格を有することの確認に関する事項
- (9) 入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする旨
- (10) その他必要な事項

2 前項の公告は、川俣町公告式条例（昭和30年条例第3号）に基づき川俣町役場の掲示場に掲示するとともに、川俣町ホームページにも掲載するものとする。

3 公告は、公告した日から入札日の前日まで行うものとし、その期間は原則として15日（川俣町の休日を定める条例（平成元年条例第24号）第1条第1項に規定する町の休日（以下「休日」という。）を含む。）以上とする。ただし、急を要すると町長が認める場合又は再度公告入札の場合は、5日を限度として短縮することができる。

（設計図書の見覧等）

第5条 入札を執行する担当課長（以下「担当課長」という。）は、入札参加希望者に対し、図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）を、公告により期間及び場所を指定して見覧に供するものとする。

2 入札参加希望者は、建設工事等の見積りに供する場合に限り、当該建設工事等の設計図書等の貸し出しを受けることができる。

3 入札参加希望者は、設計図書等について質問があるときは、設計図書等に関する質問書（第1号様式）を町長に提出することができる。

4 町長は、前項の規定により提出された質問書について設計図書等に関する回答書（第2号様式）により回答するとともに、回答書の質問事項及び回答事項を設計図書等

の閲覧場所において閲覧に供するものとする。

(入札参加資格の確認申請)

第6条 入札参加希望者は、公告において指定する日までに、条件付一般競争入札参加資格審査申請書（第3号様式。以下「入札申請書」という。）を同公告に指定する担当課宛に提出し、入札参加資格について確認を受けなければならない。

2 前項に規定する入札申請書の提出を受けた担当課長は、申請書と共に提出された書類を添えて企画財政課長に回付し、資格等に関する要綱の定めるところにより審査を受けるものとする。

3 企画財政課長は、資格等に関する要綱の規定に基づく資格審査委員会の審査及び決定を受け、担当課長に通知するものとする。

(確認結果の通知)

第7条 町長は、第6条第1項の規定による入札参加資格の確認をしたときは、その結果を条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（第4号様式。以下「審査結果通知書」という。）により入札参加申請者に通知するものとする。

(入札参加資格を有しない者に対する理由の説明等)

第8条 前条の規定により入札参加資格を有しないこととされた者は、公告において指定する日までに文書によりその理由の説明を求めることができる。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、文書により回答するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第9条 第7条の規定により入札参加資格を有することとされた者（以下「入札参加有資格者」という。）が入札の日までに次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

(1) 第3条の入札参加資格に該当しないこととなったとき。

- (2) 入札申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
- (3) 第4条の公告において定められた事項に違反したとき又は抵触することとなったとき。

2 町長は、入札参加有資格者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札参加有資格者に対し、その旨を文書により通知するものとする。

(入札の執行)

第10条 条件付一般競争入札の執行にあたっては、川俣町競争入札心得により行うものとする。

(最低制限価格の設定)

第11条 条件付一般競争入札の執行にあたっては、川俣町最低制限価格制度実施要綱第3条に規定する最低制限価格を設定するものとする。

(落札者の決定等)

第12条 落札の決定は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札者のうち、最低価格の入札者とする。

2 最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。

(入札の中止等)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

- (1) 天災、地変等により入札の執行が困難なとき。
- (2) 入札が適正に行われぬおそれがあると認めるとき。
- (3) その他やむを得ない事情が生じたとき。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

設計図書等に関する質問書

年 月 日

川俣町長

質問者 住所 :
商号又は名称 :
代表者氏名 :
電話番号 :
FAX番号 :
(担当者名) :

次のとおり質問しますので回答願います。

工事等番号 及び 工事等名	第 号
質 問 事 項	

第2号様式（第5条関係）

設計図書等に関する回答書

年 月 日

（商号又は名称 代表者名） 様

川俣町長

年 月 日付で提出された質問事項について、次のとおり回答します。

工事等番号 及び 工事等名	第 号
回 答 事 項	

条件付一般競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

川俣町長

質問者 住所 :
商号又は名称 :
代表者氏名 : (印)
電話番号 :
FAX番号 :
(担当者名) :

次の工事に係る条件付き一般競争入札について、入札参加資格の審査を申請します。

工事等番号 第 号

工事等名

当社は、川俣町公告 第 号による入札参加申し込み資格の全ての要件に該当しており、記載した内容は事実と相違なく、かつ、暴力団等公共の秩序維持に支障をきたす者ではないことを、次の事項とともに誓約します。

- ・ 配置技術者等については、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・ 契約時又は契約締結後に異なる事実が確認された場合に、契約を締結しないこと又は契約を解除することに対し、異議申し立てをしないこと

1 資格等

資格種別	一般 ・ 特定
------	---------

2 配置技術者等

主任（監理）技術者	氏名	法令による資格・免許	
監理技術者資格証交付番号 第		号（監理技術者を必要要件とする場合）	

現場代理人	氏名	法令による資格・免許	
-------	----	------------	--

（裏面に続く）

3 同種又は類似建設工事実績

発注者名		年度	契約金額		円
工事名		工期	日	受注形態	
工事概要					

条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書

年 月 日

（商号又は名称 代表者名） 様

川俣町長



先に申請のありました入札参加資格について、下記のとおり審査結果を通知します。
なお、入札参加資格が無いと通知された方は、理由の説明を求められますので、説明を求める場合は、年 月 日までに、その旨を記載した書面を提出してください。

記

公告日	年 月 日（公告第 号）
対象工事等番号	第 号
対象工事名	
入札参加資格	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
入札日時	令和 年 月 日 午前**：**~
入札場所	川俣町役場本庁舎3階 大会議室
入札保証金の減免	<input type="checkbox"/> 一部免除 <input type="checkbox"/> 全額免除
入札参加資格が無いと認めた理由	

※入札会場には必ずこの通知書を持参し、入場の際に提示してください。